

平成 19 年 第 12 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成19年第12回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成19年12月11日(火) 午前10時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員	委 員 長	小 川 修 一 君
	委員長職務代理者	白 石 裕 君
	委 員	坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教育長職務代理者	重 松 刚 君
教育次長	森 田 雅 彦 君
教育推進部長	奥 山 勉 君
子どもも部長	井 上 隆 志 君
生涯学習部長	
教育推進部総務次長 兼次長(教育政策・学校管理担当)	稻 野 公 一 君
兼学校管理課長	
教育推進部次長 (学校教育・人権教育担当)	若 狹 周 二 君
兼学校教育課長	
教育推進部次長 (教職員・教育センター担当)	森 井 國 央 君
兼教職員課長	
子どもも部総務次長兼次長 兼子ども家庭相談室長	中 村 信 隆 君
兼子ども家庭相談室課長	
生涯学習部総務次長兼次長	黒 崎 敏 孝 君
教育政策課長	向 井 裕 彦 君
人権教育課長	笠 川 実 千 代 君
教育センター所長	真 鍋 あ け み 君
子ども政策課長	長 沢 均 君
子ども支援課長	水 野 賢 治 君
幼稚児育成課長	千 葉 亞 紀 子 君
子どもも部専任参事 (幼稚園担当)	津 田 善 寿 君
子ども家庭相談室専任参事	小 川 衛 子 君
生涯学習課長	小 西 敏 広 君
生涯学習課参事	河 原 弘 明 君
生涯学習部専任参事 (生涯学習事業担当)	黒 田 正 記 君
中央図書館長	大 浜 訓 子 君
スポーツ振興課長	吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教育政策課長補佐	小 山 登志子 君
教育政策課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会委員長選挙の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 4 平成 19 年度(2007年度)箕面市立小中学校の学校歯科医嘱の件
- 日程第 5 箕面市通園通学区域審議会答申の件
- 日程第 6 箕面市奨学資金条例改正の件
- 日程第 7 箕面市学童保育に関する条例改正の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会所管に係る平成 19 年度箕面市一般会計補正予算(第 5 号)の件
- 日程第 9 平成 20 年度(2008 年度)箕面市立小・中学校教職員人事基本方針の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件
- 日程第 11 箕面市奨学資金条例施行規則改正の件
- 日程第 12 箕面市交通遺児奨学基金条例施行規則改正の件
- 日程第 13 箕面市立学校管理運営規則改正の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会就学援助規則改正の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市教育委員会特殊(養護)教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市民族学校就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 18 箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市立止々呂美小学校及び箕面市立止々呂美中学校特認校実施要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市休日保育事業実施要綱制定の件
- 日程第 21 箕面市一時保育事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 22 平成 19 年第 11 回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 23 教育長職務代理者の報告

(午前 10 時開会)

委員長（小川修一君）： ただ今から、平成19年第12回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

委員長（小川修一君）： ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長（小川修一君）： それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長（小川修一君）： 次に日程第2、選第1号「箕面市教育委員会委員長選挙の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稻野公一君）： 本件は、現箕面市教育委員会小川委員長の任期が、平成19年12月25日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、選挙を行う必要があるため、提案するものです。

委員長（小川修一君）： それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定に基づき、ここで委員相互で選挙をしますので、委員会を暫時休憩したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： それでは、暫時休憩とします。

（説明者、事務局、傍聴者退席）

（説明者、事務局、傍聴者着席）

委員長（小川修一君）： ただいまより、委員会を再開します。

委員（白石裕君）： 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、選挙の結果、指名推選により「小川委員」に委員長をお願いすることになりました。

委員長（小川修一君）： それでは、選第1号を採決します。本件を選挙結果のとおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は選挙結果のとおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 今、教育問題は大きな一つの岐点になっています。教育委員会として、個々の問題を適切に処置していくことも大切なのですが、大局的な流れを心得なければならないと常々思っています。それは、大変重圧のかかってくることでもあります、一つ

の大きな教育の根幹に関わるような大切なものをしっかりと持ちながら日々の教育の場を大切にしたいと思っています。要は、箕面市民12万あまりの方々が、教育に対して、信頼を寄せていただけることを第一に考えたいと思います。子どもたちがこの学校にきてよかったですな、この町に住んでよかったですなという思いをもってもらえるような、教育が施せるよう努力をしたいと考えています。目的をしっかりと据えながら、日々のこつこつとした細やかなことを積み上げていこうと考えていますので、どうかご協力をお願いします。なお、委員長職務代理者を引き続き白石委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(“異議なし”の声あり)

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。どうぞよろしくお願ひします。

委員長（小川修一君）：次に、日程第3、報告第44号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、かねてから病気休職中の職員に対し、引き続き病気療養の必要があるため、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、分限休職処分を発令したものです。なお、この発令について、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定に基づき、教育長職務代理者教育次長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第44号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第4、報告第45号「平成19年度（2007年度）箕面市立小中学校の学校歯科医委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（若狭周二君）：本件は、社団法人箕面市歯科医師会よ

り、後任の学校歯科医の推薦があり、平成19年12月1日付で委嘱したものです。なお、この委嘱について、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定に基づき、教育長職務代理者教育次長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第45号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第5、報告第46号「箕面市通園通学区域審議会答申の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、平成19年5月31日に開催された平成19年度第1回箕面市通園通学区域審議会に対し、箕面市通園通学区域の指定等について諮詢を行ったところですが、その後、5回の審議会を開催いただき、平成19年11月15日に開催された第5回の審議会で答申をいただいたものです。

委員長（小川修一君）：これは、一次答申としていただいた止々呂美小・中学校の校区指定や特認校制度導入の分以外は、現時点で校区の見直しが必要な地域はなく、船場地域や東部地域、彩都地域については、今後の児童生徒数や開発の進捗状況を見ながら、必要に応じて検討していく内容ですね。もう一つは、学校選択制については、「地域の子どもは地域で育てる」という地域コミュニティーに支障を及ぼす恐れがあることから導入しないことが趣旨ですね。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第46号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告ど

おり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、報告第47号「箕面市奨学資金条例改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（稻野公一君）：本件は、学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布されたことに伴い、箕面市奨学資金条例の関係規定を整備する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定に基づき、教育長職務代理者教育次長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第47号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第7、報告第48号「箕面市学童保育に関する条例改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（水野賢治君）：本件は、平成20年度から学童保育の延長利用を実施するため、箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する必要が生じました。市長に条例改正を要請するに当たっては、教育委員会会議で審議いただくのですが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定に基づき、教育長職務代理者教育次長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第48号を採決しま

す。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

( “ 異議なし ” の声あり )

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第8、報告第49号「箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計補正予算(第5号)の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稻野公一君）： 本件は、平成19年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管にかかる平成19年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定に基づき、教育長職務代理者教育次長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）： 小中一貫校開設準備事業の内容はどのようなものですか。

教育政策課長（向井裕彦君）： 止々呂美の小中一貫校が平成20年4月1日に開校することに伴う、竣工式を行うことに伴う委託料です。

委員長（小川修一君）： 新しい学校の愛称の募集はいつ締め切りでしたか。

教育政策課長（向井裕彦君）： 11月末日で締め切り、38件ほどの応募があり、止々呂美の関係者や教育委員会事務局職員で構成した愛称選定委員会を明日開催し、選定していく予定です。

委員長（小川修一君）： 小中一貫校のハード面については、順調に進んでいるとのことですが、ソフト面についてはどうですか。

学校教育課長（若狭周二君）： 現在、箕面市教育研究会及び小中一貫カリキュラム等検討チーム、事務局が協働で平成20年4月の開校に向けて、カリキュラム等の整理をしているところです。

委員長（小川修一君）： ハード面をしっかりと作り上げることも大事ですが、ソフト面もスタートした時点できっちり固まっているかが、鍵を握るかと思います。事務局としても、サポートをいろんな角度から

検討しながら進めて、バックアップしていかなければならぬと思います。それと、第一中学校の改築事業については、先日の文教常任委員会でも、取り上げられて、ご心配いただいているところも多々あるかと思います。2学期も終わろうかというところですが、何か支障があることはないですか。

学校管理課長（稻野公一君）：5月の連休からプレハブ校舎の工事に取りかかり、お盆の頃から引っ越しをし、9月の2学期から子どもたちは、プレハブ校舎で勉強しています。当初に説明していたとおり、普通の校舎以上に暑いと思われる所以、エアコンを設置しました。それについては、子どもたちにも非常に好評です。一方で、特にプレハブになると、ペンキや接着剤等による、いわゆるシックハウス症候群のような化学物質に過敏な生徒が、学校生活に支障を来すかもしれないとの保護者からご心配の声を当初からいただいており、できるだけの配慮をさせていただき、建材の中でも化学物質の放散が一番少ないものを使用してきたのですが、実際に勉強されるようになると、咳が止まらない状態などがあり、若干支障がありました。しかし、物質を吸着するような紙を貼ったり、非常に効果があるといわれている空気清浄機を設置して、今は何とか順調に勉強できる環境になっています。今後とも、保護者のご意見を聞いたり、注意しながら、対応していくたいと考えています。そういう教訓をふまえて、新しい校舎については、できるだけの配慮をした設計にしたいと思っています。

委員長（小川修一君）：これまで生徒や保護者のいろいろな意見を聞きながら進めていますが、1年まだ経っていないので、その間どのような課題が出るかわかりませんが、常に見守っていきながら、その都度課題をクリアしていく必要があると思います。その生徒が、その年に在学しているのは、いってみれば運命的なことになるのですが、学業の面で支障を来さないようにしていかなければならぬと思います。それから、新校舎については、それなりの新しい設備を設けるわけですから、今の教育にふさわしい観点を取り入れたハード面の構築が必要になってくると思います。限られた予算の範囲の中で教育効果の出るような工夫をしていかなければ、改築した意味がないと思います。それと、文教常任委員会で取り上げられたのですが、今のプレハブ校舎終了後のエアコンはどうするのですか。

学校管理課長（稻野公一君）：実質2年間のプレハブ校舎での生活の間は、リースでの契約となっています。2年経つとエアコンも含めて校舎もリース会社が持つて帰るのが基本的なルールなのですが、実際

には、105台のエアコンが設置されましたが、業者としても中古なので、持つて帰るよりは、取り付け代のみ支払っていただければ、ほかの学校で活用していただいて結構ですとの申し出を設置の当初からいただいているので、我々としては、学校関係で活用していきたいと思っています。例えば、中学3年生の普通教室に設置することにしても、数が足ります。それ以外にも、会議室や多目的室、図書館などエアコンを設置してほしいと強い要望のある学校もありますので、何とか活用していく方向で調整していきたいと考えています。

委員長（小川修一君）：他に、何か質問、意見はありませんか。

委員（坂口一美君）：先般、第一中学校に見学に行った際に、理科教室や机が充実しており、これはどうするのかと尋ねたら、最後は廃棄という話も聞きました。学童保育や学校施設開放での机や椅子がかなり破損しています。今後、そういったところへの流用はできないのかと思います。一度現場を確認していただき、使える備品は使っていただくように進めてほしいと思います。

学校管理課長（稻野公一君）：学童保育や学校施設開放やそれ以外の普通教室でも、だいぶ老朽化した備品、特に机、椅子など痛んでおり、非常にそういう声が高い状況です。しかし、このところ毎年予算が厳しくなっていますので、新しいものに切り替えたいといいながら、難しい状況です。第一中学校の旧校舎は、取り壊しを待っている状態ですので、他の学校からも蛍光灯一つでも不要であれば欲しいとの声が上がるほどで、また、止々呂美の小中学校が移転しますが、古い校舎にある使用可能な、もしくは学校で必要なものは、新校舎に持って行きますが、残るものもあります。そういったものは、学校に案内して、お互い譲り合いながら、活用できるものは、みんなで有効活用していくと、今までしています。ご指摘のものも、プレハブ校舎で不要のものも含めて、できるだけ、いいものは活用していきたいと思います。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第49号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第9、議案第38号「平成20年度（2008年度）箕面市立小・中学校教職員人事基本方針の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課

長に求めます。

教職員課長（森井國央君）：本件は、豊かな学力を育む学校教育を開し、21世紀を担う人材を育成するため、平成20年度（2008年度）箕面市立小・中学校教職員人事基本方針を決定する必要があるため提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：基本方針の第3項目に「地域間、校種間等の交流人事を積極的に進める」とあるが、この具体例を教えてください。

教職員課長（森井國央君）：「地域間」というのは、豊能地区内での他市町への異動や、豊能地区以外の各地域との異動の促進として進めています。「校種間」は小学校と中学校での異動。他に教員採用枠で「小中枠」という、小学校、中学校の枠にとらわれない配置をし、その後、小中の交流に貢献する採用枠があります。それから、義務教育と府立学校との交流が3年の研修として、大阪府の方で実施されています。具体的には、平成19年度は本市から府立高校へ1人。また、小学校から府立養護学校へ1人。逆に、府立養護学校から小学校に1人。このような府立学校との交流もあります。

委員長（小川修一君）：養護学校との交流は今回初めてですか。

教職員課長（森井國央君）：以前は、本人の希望による異動としての制度はありましたが、連携を深める目的の制度として、3年という期限を付けて、行ったら必ず帰って業務に生かすという制度は、今年度初めてです。

委員（白石裕君）：今、日本の子どもたちは、理科離れが非常に深刻な問題と言われています。特に、小学校は文系の出身の先生が多い。実験などあまりできないということで、中学校の先生に小学校にきてもらって理科の授業をしていただくとか、いろいろな試みがあるようですが、箕面市において、理科離れの問題に対する校種間の意識的な交流を考えているのか。もし、考えていないのであれば、そのようなことを考える必要があるのではないかと思うのですが。

教職員課長（森井國央君）：ご指摘の理科という教科についての小中の交流は現在されていません。数学については、中学の数学科の先生が小学校に異動して指導しています。少人数指導の中で算数を多く取り入れていますので、中学校の専門教科として、数学を生かしていただくことはあります。しかし、小学校では、理科の専科がありませんので、中学校や高校から来ていただいて活躍していただく場を設けに

くいというのが現状です。

委員（白石裕君）：それに関して、大阪府教育委員会からこのようにならどうかとか、このような研修はどうかなどの連絡はあるのですか。

教育推進部長（森田雅彦君）：大阪府教育センターで、過去から、小、中学校の先生を対象に半年間にわたる長期の研修を、理科教育に役立てていただこうように行っています。本市からも何人かの先生に参加していただいている。ご指摘の理科教育だけでなく、いろいろな教科の小、中学校の交流については、本市は、今年度から小中一貫教育として、中学校区を中心に小・中の連携を深めていただくことをお願いしています。どのようなことができるかと、教頭先生を中心に、それぞれの中学校区で集まって意見交換をしていただいている。例えば、理科の授業をお互い見合う。小学校で理科の研究授業を行ったときに、中学校の先生も入って、アドバイスをいただくことなど、理科に限らず、いろいろな教科でこういったことを進めていけたらと考えています。

委員長（小川修一君）：国が、理系の子どもたちを育てる指定校を設けていますが、府内の指定されている学校へ教員を派遣して、ノウハウを吸収してくることも考えられる方法の一つだと思います。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第38号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第10、議案第39号「箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：本件は、地方自治法第179条第1項の改正に伴い、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：関連質問になりますが、今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて、教育委員会の権限の明確化が規定されましたが、教育長との関係が非常に大事になってきています。かなり、教育委員会に権限を持たせる改正になっていますが、同時に、

教育委員会の責任や自己評価をすることなどが明記されています。近い将来、本市の教育委員会の権限についての規定改正をする必要があるのですか。

教育推進部総務次長（稻野公一君）：教育三法の改正で、特に学校教育法が教育基本法の改正を受けて、体系など含めて、大幅に改正され、教員免許法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正されました。「教育委員会の責任に対する明確化」「体制の充実」「地方分権の推進」「国の責任の果たし方」「私立学校に関する教育行政」の5つが今回の改正の大きな柱となっています。中でも「責任に対する明確化」については、「基本的な方針の策定」や「教育委員会規則の制定・改廃」等における自ら管理執行する規定を明記することがあり、また、学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うことは新たな検討を行う必要があると思っています。それ以外に「体制の充実」の中では、指導主事を置かなければならぬことがあります、本市にとっては、従来から取り組んできた項目で、その他にもそのような内容がほとんどです。先ほどの「点検・評価」については、考えいかなければなりませんが、全般を通じては、今すぐに取り組まなければならないことは、学校教育法の改正に伴うものだと思い、この後、提案させていただいているが、地教行法の改正に伴う今すぐの取り組みは、今のところは至っていませんので、今後、他市の動向をみながら対応していきたいと思っています。

委員（坂口一美君）：提案された議案の内容については、特にありませんが、教育委員会会議の案件で議案と報告がありますが、報告となれば、時間的余裕がないと明らかであるということで専決されて、私たち委員が報告を受けることになります。先ほどの地教行法での教育委員会委員の責任を考えたときに、どうしても決裁をしなければならないこともあるかもしれません、時間をかけても取り組まなければならぬ、主体となって考えていきたいものがあります。報告を受ける以前の問題として、ある程度、委員のところで考えないといけないものについては、丁寧な事務局からの説明が必要な案件がいくつかありました。先程、報告承認しましたが、学童保育の延長などについては、もう少し論議させてほしいと思います。私たちも時間を必ずとるようにしますので、それが私たちの仕事だと思いますので、話し合う部分や状況を報告していただく部分については、今後もう少し時間をとってほしいと思います。

教育次長（重松剛君）：基本的に報告案件は、専決処分させていただ

き、今日のような形で追加承認していただく形になりますが、これは条例や予算については、市議会との上程のタイミングがあります。教育委員会会議で協議していただくのは当然ですので、タイムラグがあるかもしれません、素案の段階でできるだけお示しして、原案の方向性を承認していただくように、今まで行っていましたが、議会とのタイミングを見ながら、教育委員会会議で協議できるように心がけたいと思います。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第39号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第11、議案第40号「箕面市奨学資金条例施行規則改正の件」、日程第12、議案第41号「箕面市交通遺児奨学基金条例施行規則改正の件」、日程第13、議案第42号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」、日程第14、議案第43号「箕面市教育委員会就学援助規則改正の件」、日程第15、議案第44号「箕面市教育委員会就学援助費給付要綱改正の件」、日程第16、議案第45号「箕面市教育委員会特殊（養護）教育就学奨励費給付要綱改正の件」、日程第17、議案第46号「箕面市民族学校就学援助費給付要綱改正の件」及び日程第18、議案第47号「箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱改正の件」並びに、日程第19、議案第48号「箕面市立止々呂美小学校及び箕面市立止々呂美中学校特認校実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、一括審議することとします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（稻野公一君）：箕面市奨学資金条例施行規則、箕面市交通遺児奨学基金条例施行規則、箕面市立学校管理運営規則、箕面市教育委員会就学援助規則については、学校教育法の改正に伴い関係規定を整備するため、各規則の一部改正をするものです。箕面市教育委員会就学援助費給付要綱については、学校教育法及び、先に提案しました、箕面市教育委員会就学援助規則の改正に伴い関係規定を整備するため、一部改正をするものです。箕面市教育委員会特殊（養護）教育就学奨励費給付要綱、箕面市民族学校就学援助費給付要綱、箕面市

立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱、箕面市立止々呂美小学校及び箕面市立止々呂美中学校特認校実施要綱については、学校教育法の改正に伴い関係規定を整備するため、各要綱の一部改正をするものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号及び、議案第47号並びに、議案第48号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第20、議案第49号「箕面市休日保育事業実施要綱制定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：本件は、来年の4月から休日保育事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるため、要綱制定を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第49号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第21、議案第50号「箕面市一時保育事業補助金交付要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：本件は、一時保育事業について保護者負担額などを改正するため、要綱の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第50号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第22、報告第50号「平成19年第11回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稻野公一君）：本件は、去る11月13日に開催されました平成19年第11回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第50号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第23、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者教育次長に報告を求めます。

教育次長（重松剛君）：（議案書115頁により報告）

平成19年度大阪府都市教育長協議会秋季研修会について

11月9日に羽曳野市立生活文化情報センターで行われました。はびきの市民大学学長の河内厚郎さんの講演を聞きました。

平成19年度大阪府市町村教育委員研修会及び文化の日表彰式について

11月12日にアヴィーナ大阪で行われました。文化の日表彰で、箕面市からは、坂口委員が大阪府PTA協議会会長として受賞されました。同時に、大阪府からの推薦で岩重敏子さんが受賞されました。この日の講演ですが、広汎性発達障害のある子どものいるクラスで、技術的な部分も含めてどのように授業を展開するか、あるいは、子どもの感情をどう安定させるかということについても目を見張るような内容の講演であったと思います。箕面市教育委員会としても、この方を講師としてお願いしたらしいのではないかとの印象を受けました。

全国学力・学習状況調査に係る箕面市調査結果の分析一次報告について

全体的な公表については、11月30日にホームページに掲載したり、行政資料コーナーにて公開していますが、小、中学校の個別分析については、12月に入って、学年だよりや学校だよりで公表しています。

## 平成19年第4回箕面市議会定例会について

12月3日が初日で、12月5日が文教常任委員会でした。常任委員会では、予算の関係で、重度障害者の送迎のためのタクシー借り上げについて、リフト車による対象児童が増えたことでの増額要求をしています。また、第一中学校の改築事業については、平成20、21年度事業になりますが、工事費の提案をしています。この際にも、シックスクールの問題なども、今後も保護者と協議しながら、丁寧な対応をすると答弁しています。全国学力・学習状況調査については、平均正答率の公表をしてはどうかとの指摘がありましたが、当初の規定どおり、公表はしないとお答えしています。年度末にもう一度、生活実態調査に伴う二次報告をしますが、もう少しわかりやすく報告したいと思います。学童保育の時間延長については、夜7時までというのは、子どもにとってとても大変なので、おやつの時間についてや、疲れたら横になる場所を用意するなど、丁寧な対応をしたい。また、子どもの安全も含めて、安全管理要員を配置するなどの説明をしました。この議案については、12月20日の本会議で議決されます。

委員長（小川修一君）：この報告に関して、何か質問、意見等はありますか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の審議する内容は、すべて終了しましたが、委員からの教育行政にかかることとして、「全国学力・学習状況調査に係る調査結果の公表等」について、前回の定例会において、事務局から「調査結果の公表にあたっての基本方針」について説明がありましたが、改めて確認したいと思います。市町村間、学校間の序列化あるいは、過度の競争につながる恐れがあることについては、各方面からいろいろな観点から指摘されています。平均正答率などの数値や個々の学校名を明らかにした公表は行わないとの方針を我々も守ってきました。具体的には、本市全体の調査結果の公表については、市内全体の傾向を分析し、分析内容を文書にし、学校教育課のホームページに公表すること、各学校でも、平均正答率等の数値を公表せず、自校の調査結果を分析し、成果と課題等について、学年だよりなどを活用しながら、保護者の皆様に、公表することでした。その際の事務局の説明では、11月末には、市内全体の傾向について学校教育課のホームページに掲載するとともに、市内の各学校においては、それぞれの学校の調査結果の分析を、学年だよりなどで保護者に公表する予定である旨のお話でした。本日の学習会では、その後の本調査に係る分析結果の公表の取組の進捗状況や次年度も本調査

に参加・協力するのかどうかなど確認したいと思います。そこで、市内全体の調査結果の分析については、事務局内で「分析チーム」を編成し、国からの返却後、分析会議を何度か開催されたと聞いています。箕面の子どもたちのため、箕面の教育のため、指導主事の皆様は本当に熱心に取り組んでいただいたと聞いていますし、本当に大変な作業ではなかったかと思います。前回の定例会から一ヶ月経過しましたが、まず、11月30日に、予定どおり市内全体の傾向を公表されたかどうかからお聞きします。

学校教育課長（若狭周二君）：本調査は、算数・国語などの教科に関する知識・活用を問う学力調査のみならず、児童・生徒の学校や家庭での勉強や生活の様子などの生活実態調査、いわゆる「学習状況調査」もありました。さらには、学校の教育活動全般についての取組や学校の人的・物的整備の状況についての学校質問紙もありました。事務局としては、まず、11月においては、「学力調査」について、指導主事で構成した「分析チーム」で、算数・国語、数学・国語について本市の成果や課題について分析しました。この間、数回の分析チーム会議、並びに調査結果検討委員会を開催しました。当初の計画どおり、先月の30日には、学校教育課のホームページに「市内全体の調査結果や分析結果について掲載・公表するとともに、市役所行政資料コーナーにおいても公表させていただきました。

委員（白石裕君）：私もホームページに掲載された「箕面市調査結果の分析」について拝見したのですが、1次報告となっていました。全体の傾向や今後に向けての内容でしたが、概要での説明をお願いしたいのと、1次があるということは、2次もあると思っていいのか。この2点について、説明してください。

学校教育課長（若狭周二君）：全体の傾向ですが、今回出題された問題の調査結果については、全国との関係について、いずれの学年、教科においても概ね良好でした。しかし、設問によっては、課題もありました。今後に向けては、今回の調査結果の分析で明らかになった成果は引き続き発展させ、課題は解決に向けて取り組みを進めていきます。今後、児童生徒質問紙調査、いわゆる「学習状況調査」との関連において、さらに具体的な分析をし、改善の方向も合わせて示すことにより諸施策に反映させていきたいと思っています。また、2次報告については、予定しています。内容については、本調査の学習状況調査の部分についての本市の特徴を抽出し、学力調査との相関関係の分析結果を2次報告とする予定です。

委員（坂口一美君）：産経新聞などを見ますと、「低い学習意欲 際だつ大阪」などとして、大阪の全国学力・学習状況調査の結果が実施対象の小学校6年も中学校3年も、全国45番目ということで保護者もかなりセンセーショナルに思いました。この背景としては、大阪府としては検証されると思います。報道では、大阪府教育委員会では有識者からなる「検証改善委員会」を設置すること、学校改善支援プランを策定されるとありました。また、授業改善のガイドラインをまとめて、学力向上の支援とするということですが、本市としては、学力調査の部分、学習状況の部分との相関関係をしっかり把握して、その背景も含めて分析していただきたいと思いますが、箕面市としては、具体的にどのような分析をするのかもう一度教えてください。

学校教育課長（若狭周二君）：12月3日の産経新聞の朝刊の記事については、大阪府教育委員会が、児童・生徒の生活実態調査の設問のうち「学校に持っていくものを前の日に確かめているか」「算数、数学の授業で学んだ内容を生活の中で生かしているか」など、学習の状況や学習意欲に係る18問について着目し、その集計結果を掲載したものと思っています。実は、児童質問紙は99問もあり、生徒質問紙は101問、合わせて200問近くの生活実態調査のデータがあり、その一部の数値が新聞に掲載されたものです。なお、これらの内容については、去る12月4日に小、中学校の校長先生たちを対象に大阪府教育委員会主催の研修会「大阪府学力向上セミナー」において、結果報告があり、今後の学力アップに向けた授業改善についての参加者に対する強い要望がありました。本市では、調査結果検討委員会を5月に立ち上げ、そのワーキングとして分析チームも編成しています。府内ではいち早く立ち上げ、学力調査の分析結果を公表していることから、生活実態調査と学力との分析も早急に取り組んでいきます。

委員（坂口一美君）：保護者が生活実態調査を気にしていることもあるのですが、1.5次報告として生活実態調査のみの公表は箕面市としては考えていますか。

学校教育課長（若狭周二君）：新聞報道は、生活実態についての公表であり、学力との関係については十分には分析されていないと認識しています。箕面市としては、学力との相関関係を分析することが、保護者の皆様や学校にとって非常に大切だと考えています。そのため、2次報告に関しては、学力と生活との相関関係の分析を重視したいと考えています。なお、各学校においては、各学校の子どもたちの生活実態として公表していただくことは可能と考えていますので、今後、

各学校とも十分相談・協議していきたいと考えています。

委員(坂口一美君) : 大阪府教育委員会から漏れ聞いたのですが、府のPTAを対象にそういう2次報告に近いものを説明したいとの話が出ているようです。先ほど校長先生を対象とした研修会でも改善についての呼びかけがあったということですが、箕面市としてもPTA向けの報告会なり、説明会があったのか、もしくは、予定しているのかということ。また、2次報告の公表時期がいつ頃になるのか。大阪府教委は5月頃ということですが、府教委の分析結果が早く出た場合は、早まるのかも含めて教えてください。

学校教育課長(若狭周二君) : 保護者の皆さんへの説明ですが、箕面市PTA連絡協議会の副会長会などで概略は説明させていただいています。今後とも、学校協議会や保護者会等で各学校から説明を十分に行うよう、お願いしたいと思っています。また、分析の公表時期ですが、できるだけ早く分析し、公表するように努力します。

委員長(小川修一君) : それぞれの学校においても概ね、事務局と同様に分析作業が進められていると理解していますが、その状況についてはどうですか

学校教育課長(若狭周二君) : 各学校において、学力調査については、管理職や学年・教科担当者等から構成されている「校内分析チーム」でこの間、精力的に分析をされました。同時に、臨時教頭会、分析チーム代表者会議などで、各校の分析方法及び文章表現について熱心に検討・協議いただきました。また、最終は、11月28日の臨時校長会において、箕面市の分析結果と各校の公表文書の文案の交流をいただき、11月30日から12月4日にかけて、各校で公表いただきました。現時点、全部の小、中学校で学校だよりや学年だよりなどを活用し、公表されました。また、いくつかの学校では、ホームページに掲載されているところもあります。一部、学年だより内容を少し紹介します。概要ですが、『分析結果を受け、指導方法等の改善に努めるとともに繰り返し学習を進め、既習事項の確実な定着を図ってまいります。また、子どもたちの学力の向上を図るためにには、学校と家庭・地域の教育機能との連携なくして不可能であり、今後とも一層のご協力をお願いします。』という文章が、ある学校の学年だよりに掲載されていました。なお、学力調査と学習状況調査との相関関係の分析については、12月14日の定例教頭会において事務局から分析の内容、や方法について一定提案・提起したいと考えています。

委員(白石裕君) : 市内全体の学力と学習状況との相関関係の分析は、

ぜひお願いしたい。先日、大阪府内の教育委員の研修会に出席した際に、やはり子どもの学力と生活環境とのつながりが非常に深いとのお話をしました。やはり本市においても、綿密に研修していただき、どのように取り組めばいいのか。その研修会の話を聞いても、単に学校だけでは問題が解決しないと実感しました。地域や家庭と組んだ総合的な取り組みがないと、学力の向上は難しいと思います。ぜひ、事務局でモデルを示していただき、総合的な取り組みにたつ学校改善を示していただければありがたいと思います。

委員長(小川修一君)：この調査の目的の一つとして考えられるのは、教育における検証改善サイクルの確立ということがあると思います。このことに関するだけでなく、教育全般にいえることだと思うのですが、次年度、あるいは将来の教育施策に生かしていくことが大切だと思います。多大な費用や労力をかけているのですから、その点の成果をふまえて、ステップを踏まなければならないと思います。このような大きな事業を展開する限り、その成果を重いものと受け止めて、事業として生かしていくことが大事だと思います。また、この調査には考えればいくつかの課題があると思っています。データ処理の観点から悉皆調査でなくとも、抽出調査でもいいのではないかということもありますし、他の課題としては、個人情報の取扱いには、十分な配慮をしなければなりません。運用については課題も多く、慎重な取り組みが必要なのではないか。いろいろと配慮しながら、結果をどのような形で生かしていくかということをふまえたうえで、今後の対応を考えていかねばならないのですが、事務局としてはどうですか。

教育推進部長(森田雅彦君)：ご指摘のように、全国学力・学習状況調査にはいくつかの課題があると事務局としても認識しています。悉皆調査、個人情報等については、5月から分析検討チームを設置して色々論議をしてきました。私は、10月30日開催された臨時の都市教育長会議「大阪府学力向上に関する意見交換会」に代理出席しました。そこで、今回の調査については、43年ぶり、77億円という多額の費用をかけています。国公立学校においては、愛知県犬山市を除く全ての学校で実施され、私立学校としては、約6割が参加されました。小学校6年生、中学校3年生、全員を対象として悉皆で実施されました。委員長のご指摘もありましたとおり、このような調査であれば、1割もあればほぼ同じような結果が出ると証明されています。本市でも市の学力調査を平成13年から行ってきましたが、今回の調査と合わせてみると、例えば国語の中学校の「書く」「読む」も同じ

ような課題として出ています。そのような点から、特に個人情報の対応、費用対効果、また、8月にこの結果が出されることが10月下旬にいずれ込み集計に大変時間がかかったということもあります。よって、次年度以降、国が実施するのであれば、これは悉皆調査から抽出調査にしていただくよう、国に要望してほしいとその場でお願いしてきました。総山府教育長から都道府県教育長会議等でそのことについては、要望していくとの回答を得ました。なお、来年度も4月22日に実施が予定されていると聞いています。

委員長(小川修一君)：この調査は、文部科学省が、実施主体であり、市町村教育委員会が参加主体であります。次年度の参加協力については、部長の説明から、決まっているとのことですから、参加協力ということは、避けることはできない。実施していくことになろうかと思うのですが、事務局も十分理解のうえで、次年度以降については、行わなければならぬ方向であると思っていいのですか。

学校教育課長(若狭周二君)：本調査の結果を本市の教育施策に生かす観点もあります。本市としては参加協力の意味を2点考えています。1点目は、今回の調査の結果を生かし、市として、現在の教育施策の改善に適切に反映したい。具体的には、教職員研修の充実等をはかりたいと思っています。一番大切なことは、各学校においての具体的な取り組みを支援したい。例えば、少人数指導の個に応じた指導の実態や家庭学習の課題を適切に与えるなど、指導内容や方法の改善に応じた支援をしていきたいと思います。同時に、指導内容改善のための校内研修への積極的な事務局からの支援をしたい。また、保護者や地域との連携を取りながら、家庭における学習習慣や生活習慣の改善の取り組みの支援をしたい。このようなことを生かすためにもぜひとも参加協力をしたいと考えています。また、この点については、箕面市だけでは、完結できないので、とりわけ少人数指導に関わる人的支援に関しては、今後とも大阪府教育委員会を通じて、国に要望をしていきたいと考えています。もう1点は、行政調査であるため、参加協力することが基本と考えています。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「教育委員会の職務権限」第23条の17項に該当すると認識しています。第23条は、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で次に掲げるものを管理し、執行する。」その、第17項においては、「教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること」に該当することから、行政調査として参加協力したいと考えています。

委員（白石裕君）：調査については、活用面が非常に弱い。これはどこでも同じですね。国際学力水準の方向で行こうとしています。これについては、どのようなものなのか、子どもたちにどのように指導すればいいのか、おそらく日本の教育関係者もこれから考えていかなければならぬ問題で、答えはないものだと私は思っているのですが。新しく求められる学力は、具体的にどのようなものなのかと同じく悩みながら作っていく姿勢が今必要なのではないか。日本全国を見ても感じています。

委員（坂口一美君）：調査結果がありますが、箕面市教育委員会や市内の20の小、中学校が全国的な関係において、自らの教育及び教育施策の成果として、具体的に課題を把握し、その改善を図ることは大事なことですし、あわせて、児童・生徒一人ひとりの学習改善や学習意欲の向上に努めていくことが今後これまで以上に、本市の教育施策に、必要だと思います。

委員長（小川修一君）：この事業そのものだけにとどまらず、箕面市の教育をどのように進めていくかを前向きに考えて行きたいと思います。また、この件は、さらに続くものであると思いますし、課題として白石委員が指摘された学力を向上させるには、どうしたらいいかという大きな課題にも取り組まなければならないこともありますが、時間の関係上、今日はこのあたりで、終わりたいと思います。

委員長（小川修一君）：事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、選挙1件、議案13件、報告7件はすべて議了しました。これをもちまして、平成19年第12回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午前12時5分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長 小川修一

委員 犀川一美